

各団体に共通する意見

(契約事務について)

1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について

随意契約選択理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。また、随意契約の場合、予定価格を作成していないものがあった。

(現状及び問題点)

各団体では会計規程で群馬県財務規則を準用する旨が規定されており、随意契約の締結は限定的に承認されているのであるから、その理由を明示する必要がある。

また、随意契約の場合でも、当該規則により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

(参考) 群馬県財務規則第 190 条(見積合せ)「契約担当者は、随意契約をしようとするときは、次の各号のいずれかに該当するときを除くほか、第 184 条の規定に準じ、なるべく 3 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(1) 予定価格が 10 万円(工事及び修繕にあつては、30 万円)未満の契約をするとき。

(2) その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき。

2 契約担当者は、前項の規定により見積書を徴した者の中から、契約の相手方を選定しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないうで契約の相手方を選定することができる。

(1) 予定価格が 3 万円未満の契約をするとき。

(2) 価格を定めて払下げをするとき。

(3) 相手方が官公署であるとき。

(4) 価格が一定しており、見積書を徴する必要がないとき。

(5) その他見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

回議書等の起案文書において、随意契約とした理由や見積合せを省略する理由が明確でないものについては、理由の付記にとどまり該当条項を明示していないものが多い。

また、随意契約の場合、予定価格を作成していないものがあった。

(改善策)

随意契約理由、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、理由の明確でないケースほど起案にあたり慎重に検討する必要がある。

回議書の書式を改定し、所定欄を設けることも一案と考える。

また、随意契約の場合も予定価格の作成は必要なので改善する必要がある。

(参照 国際 2 - 15 頁、建設 8 - 20 頁、教育 9 - 22 頁)

2. 指名競争入札における指名業者の選定理由について

指名競争入札における指名業者選定の理由が明確でない事例が検出された。指名理由、根拠等を回議書に記入するなど明確にしておく必要がある。

(現状及び問題点)

指名競争入札における指名業者選定の理由が明確でない事例が検出された。

(改善策)

指名競争入札における指名業者は複数選定する必要があり、どの業者を指名するかは、指名入札手続きの成否を左右する重要な手続きである。したがって指名理由、根拠等を回議書に記入するなど明確にしておく必要がある。

(参照 農業 4 - 23 頁、フラワー5 - 15 頁、教育 9 - 20 頁)

3. 積算価格の精度見直しの必要性

指名競争入札契約で予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例があったが、積算価格(予定価格)の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(現状及び問題点)

指名競争入札契約で予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例が検出された。このような予定価格では、予定価格が上限価格としての機能を発揮できないことになるおそれがあり、積算価格の算定及び予定価格の設定における検討が十分ではないと懸念される。

(改善策)

積算価格(予定価格)と落札価格との乖離が生じることはやむを得ないこととしても、異常な乖離が生じたような場合には積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(参照 フラワー5 - 16 頁、教育 9 - 21 頁)

(物品管理について)

4 現金管理について

各団体は、現金について金銭出納帳を記帳して管理しているが、出納帳の不備なもの、検印制度等改善の余地があるものが検出された。

(現状及び問題点)

各種現金収入に関し、金銭出納帳の記帳が不備な団体(建設)、及び金銭出納帳を記帳して管理し、現金残高は担当者と管理者が日々実査しているが、実査表に担当者印、管理者印が押印されていない団体(教育)があった。

(改善策)

現金管理に関してはリスクが大きいので、例外なく金銭出納帳を作成し、日々現金実際有高との照合、確認を受ける手続を厳守する必要がある。その際照合印と確認印の押印等、検印制度の改善が必要である。

(参照 建設 8 - 23 頁、教育 9 - 24 頁)

(会計事務について)

5 賞与引当金計上の必要性について

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。

(現状及び問題点)

各団体は、プロパー職員の期末手当及び勤勉手当については、支払い時に給料手当として費用処理するいわゆる「現金主義」で会計処理している。

具体的には、毎年6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されているが、当該手当は県の支給要領に準じて計算される。期末・勤勉手当支給要領によると支給額は基準日における給料の月額に支給期毎に通知される支給割合を乗じて算定する方法となっている。

平成16年6月30日支給に係る支給割合に関する通知によると、支給割合は基準日以前6ヶ月以内(平成15年12月2日～平成16年6月1日)の期間における職員の在職期間に応じて決定することとされている。

決算において賞与引当金を計上していないので、平成15年度に係る在職期間(平成15年12月2日～平成16年3月31日)に対応する期末・勤勉手当相当額が平成15年度の費用として認識されていないことになる。

なお、県派遣職員については、4月の人事異動で転出があった場合、6月の期末・勤勉手当の支給は転出先で行われること、4月の人事異動で転入があった場合、期末・勤勉手当の算定は、前職の在職期間が通算されること(「職員の派遣に関する協定書」第8条第3項)を考慮すると、賞与引当金は該当しないと考えられる。

(改善策)

会計理論上、期末・勤勉手当に係る費用の期間対応を適切なものとするため、平成15年度においては、平成16年6月30日支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間により平成15年度に係る額を算定し、これを賞与引当金として貸借対照表の負債の部に計上するとともに当該年度の発生費用として計上すべきである。

なお、平成15年度において計上すべきであった賞与引当金は以下のとおりである。

団 体 名	金額(千円)
(財)群馬県国際交流協会	1,676
(財)群馬県農業公社	5,444
(財)群馬県フラワー協会	6,150
(社)群馬県畜産協会	4,786
(財)群馬県馬事公苑	3,903

(財)群馬県建設技術センター	7,018
(財)群馬県教育文化事業団	16,040

補足事項...財団法人群馬県森林・緑整備基金については、プロパー職員在職なしのため該当がない。

(参照 国際 2 - 17 頁、農業 4 - 30 頁、フラワー 5 - 17 頁、畜産 6 - 26 頁、馬事 7 - 11 頁、建設 8 - 25 頁、教育 9 - 24 頁)

6 人件費の計算書類上の表示について

各団体の計算書類における人件費の表示区分は、適切でないので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

計算書類において、人件費は管理費と事業費に適切に区分されなければならないが、各団体の処理は、すべて管理費に計上する(国際・フラワー・馬事・建設・教育)、会計区分ごとに管理費と事業費を割り当てる(森林)、プロパー職員の人件費は事業費に、県派遣職員の人件費は管理費に計上する(農業)、等の方法がとられているが、いずれも妥当でない。

公益法人会計基準取扱要領は、管理費と事業費について次のように規定している。

すなわち、管理費とは、原則として法人の各種の業務を管理するため、毎年度経常に要する支出をいい、事業費とは、原則として当該法人の目的のために直接要した支出で、管理費以外のものをいい、必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する。

日本公認会計士協会による「公益法人会計実務 Q & A」によれば、管理費とは「総会、理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門にかかる事務所の賃借料や光熱費等の法人の運営にかかる基礎的な維持管理のための費用」とされており、直接事業の実施に関与している職員の人件費は事業費に含めるべきである。

(改善策)

人件費の配賦計算は、補助金収入、受託料収入等の算定の基礎になる重要な計算であり、事業別の損益計算、コスト分析等に影響を及ぼすので、適正な処理が求められる。

計算書類における人件費は、従事している業務内容に応じて区分すべきである。各団体の職員別給与明細等により、各部門及び各事業に係る人件費の金額を算出し、管理費及び事業費にかかる金額によって適切な科目に集計することが必要である。

なお、人件費に係る支出のみならず、その他の支出についても、より適切な情報開示の観点から、表示区分や集計区分を見直すことが望ましい。

(参照 国際 2 - 17 頁、森林 3 - 16 頁、農業 4 - 30 頁、フラワー 5 - 18 頁、馬事 7 - 12 頁、建設 8 - 26 頁、教育 9 - 24 頁)

7 計算書類の注記事項について

計算書類に注記事項が欠落している団体があるが、注記事項は計算書類の一部であり、記載が必要である。

(現状及び問題点)

計算書類に注記事項が欠落している団体があるが、公益法人会計基準によれば、注記は、計算書類を補足・説明するものとして計算書類の一部であり、記載が必要である。

(改善策)

公益法人会計基準によれば、注記すべき事項は、以下のとおりであり、これに則って計算書類の記載を改善されたい。

重要な会計方針

- ・ 資産評価の方法
- ・ 固定資産の減価償却
- ・ 引当金の計上基準
- ・ 資金の範囲

会計方針の変更

基本財産の増減額と残高

担保提供資産

次期繰越収支差額の内容

減価償却資産の取得原価等

保証債務

重要な資産及び負債の科目別増減額

その他公益法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項

(参照 森林 3 - 16 頁、畜産 6 - 26 頁、馬事 7 - 12 頁)

8 財務状況の公開について

各団体はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については、不十分で、積極的に公開することが必要な団体があった。

(現状及び問題点)

監査対象団体のうち 2 団体(農業・馬事)についてはホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分である。

「第三次・群馬県行政システム改革大綱」(平成 14 年 3 月)では公社・事業団の見直しの中で県と公社・事業団との関係、公社・事業団の事業運営内容等についての透明性を高めるため、群馬県情報公開条例の趣旨に則り積極的な情報の提供を図るとしている。

また、同推進基本計画(平成 14 年 3 月)でも、公社・事業団は県行政の一部を担う役割を果たしていることから、業務内容や財務状況についての透明性を高めていくため、公社・事業団のすべてについて、遅くとも平成 15 年度から情報公開を行うための必要な措置を講ずるように指導を行うとある。

(改善策)

各団体は、県行政の一部を担う役割を果たしている、あるいは県から多額の資金が流れていることから、その情報公開は配慮すべき重要事項の一つといえる。納税者たる住民に対して公開する情報は、経営の概況だけでは十分と言えず、財務状況についても積極的に公開することが必要である。

最近、実際に計算書類等の財務状況をホームページで公開する外郭団体がほとんどである。県のホームページで確認したところ、群馬県が基本金等の 4 分の 1 以上を出資する団体は 41 あるが、そのうち公開していないものは上記 2 団体(農業・馬事)を含めて 5 団体のみであった(平成 16 年 8 月 31 日現在)。

(なお、馬事公苑については監査実施後平成 16 年 9 月に公開しており、対応済である)。

(参照 農業 4 - 31 頁、馬事 7 - 12 頁)

(県と出資団体との関係について)

9 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として各団体に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「派遣法」という）」の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(現状及び問題点)

平成 15 年度県補助金の対象となった派遣職員の人件費支給額は以下のとおりである。

団 体 名	派遣職員数(人)	人件費(千円)
(財)群馬県国際交流協会	2	16,700
(財)群馬県森林・緑整備基金	2	21,098
(財)群馬県農業公社	5	44,377
(財)群馬県フラワー協会	13	84,677
(財)群馬県馬事公苑	1	9,459
(財)群馬県建設技術センター	15	10,720
(財)群馬県教育文化事業団	30	234,834
合 計	68	421,865

補足事項... (社)群馬県畜産協会については、県派遣職員が在職していないため、該当がない。

(財)群馬県建設技術センターについては、平成 16 年 3 月 31 日現在県派遣職員は 15 名であるが、常務理事 1 名を除く 14 名の人件費は団体の自主財源で支払われているため、常務理事にかかわる分のみ補助金を交付している。

上記県派遣職員の人件費は県補助金により賄われている。平成 13 年度までは県から直接支給されていたが、平成 14 年度からは各団体に全額支給しており、補助金として県から各団体に支払われている。これは、派遣法第 6 条第 1 項により派遣職員には、その職員派遣の期間中、原則、派遣先団体が給与を支給することとなったため、この結果不足する各団体の運営費に対し補助金を支給することとしたためである。

これに関して監査上以下の検討をした。

(1) 派遣法の要件を充足しているか、派遣が所定の手続に従っているか。

各団体が法律の規定する公益法人等であるか。

「公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年群馬県条例第 52 号）」第 2 条第 1 項及び「公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年人事委員会規則第 5 号）」第 2 条により各団体は派遣法の規定する公益法人等に該当する。

なお、当該規則第 2 条のうち、各団体の該当号は以下のとおりである。

団 体 名	第 2 条該当号
(財)群馬県国際交流協会	第 12 号
(財)群馬県森林・緑整備基金	第 17 号
(財)群馬県農業公社	第 22 号
(財)群馬県フラワー協会	第 24 号
(財)群馬県馬事公苑	第 23 号
(財)群馬県建設技術センター	第 10 号
(財)群馬県教育文化事業団	第 6 号

各団体の業務の全部または一部が県の事務または事業と密接に関連し、かつ、県と各団体との間の取り決めが締結されているか。

各団体の業務は一部県の事務又は事業と密接な関連を有するものであること

また県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして県条例及び規則で定め、「職員の派遣に関する協定書」を県と各団体の間で締結していることによって手続の瑕疵はないと判断された。

協定書の内容は適法かつ妥当であるか、また条例で定める事項が全て記載されているか。

協定書の内容を検討して県条例及び規則で定める事項が全て記載されていることを確認し、また県職員の「職員派遣に係る同意書」についても検討したが非違は認められなかった。

以上、派遣法の要件を充足し、派遣が所定の手続に従っていることを確認した。

(2) 派遣職員の人件費負担の考察

派遣職員の人件費は、派遣法第 6 条第 1 項により原則的に県で支給することはできないが、例外的に県で支給できる場合を派遣法第 6 条第 2 項で定めている。

すなわち、「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」と規定されている。

また、県が例外的に給与相当額を負担する場合でも、その全額を県が負担するかどうかは別の問題であり、各団体での業務の従事割合などに応じて各団体に一部負担させることも可能なはずである。しかし、現在の制度では県が補助金として実質全額負担しており、各団体の業務の内容や従事割合などを勘案して負担させていない（建設は除く）。

現在、県は派遣職員の人件費相当額については補助金として各団体に支出しているが、これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

（財）群馬県建設技術センターに限っては、常勤役員以外の派遣職員の人件費については補助金の対象外であり、同センターの収益事業による利益金を原資として同センターの自己負担で支払われている。しかしながら、県は形式的には派遣法の原則どおり給料を支払わないが、実質的には一部委託費によってこれまでどおり給与相当額を負担しているという見方もできる。また、県委託費に関しては消費税等及び法人税等の負担をしており経済性の面で見直す余地があると思われる。

（改善策）

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として各団体に支出し、給与相当額を負担しているが、これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。派遣法上、県が給与を支給できる場合に該当するの否かを検討し、可能な場合は、給与として支給する方法を検討すべきである。

また、（財）群馬県建設技術センターの場合は、県派遣職員の業務内容及び関連する委託契約を見直して、派遣法の例外規定による県直接の人件費負担及び委託契約の変更による消費税等及び法人税等負担の軽減を図ることが県行政コスト全体の節減になると思われる。

さらに、例外的に給与相当額を負担する場合でも、その全額を県が負担するかどうかは別の問題であり、業務の従事割合などに応じて各団体に一部負担させることも検討する必要がある。

（参照 国際 2 - 17 頁、森林 3 - 16 頁、農業 4 - 31 頁、フラワー 5 - 18 頁、馬事 7 - 12 頁、建設 8 - 26 頁、教育 9 - 27 頁）

10 委託料の精算方式について

県と県有施設の管理受託をしている各団体の業務委託契約において、委託料のゼロ精算方式は是正すべきである。

(現状及び問題点)

県有施設の管理受託をしている各団体に対する県の管理委託料及び補助金の算出方法は、基本的に人件費は所要額を、その他は査定及び見積額の見直しをしたうえで全額支弁する方式であり、各団体には不足金も余剰金も生じない仕組みになっている。

すなわち、超過または不足額は補正予算として精算されるので、実際支出金額がすべて委託費として県から各団体に支弁されることになる。

平成 15 年度における県有施設の各団体に対する県の管理委託料は以下のとおりである。

団 体 名	管理委託料(千円)
(財)群馬県フラワー協会	107,017
(財)群馬県馬事公苑	18,846
(財)群馬県教育文化事業団	
(生涯学習センター)	80,231
(県民会館)	129,682
合 計	335,776

各団体への委託業務について、事業の変更等により補正予算が組まれ、実施できなかった分が明確な場合は、その部分の削減等がなされているが、全体として、予算どおり全額支払っているのが実情である。これは毎年度決算前に予算の執行状況を確認し、予算自体を補正する(予算額全体の変更はしないが、内容を入れ替えるということ)ことによって行われる。これは言い換えれば支出予定額の範囲以内ですべて費消可能ということの裏返しである(ただし、現状では財政事情が厳しいため、恒常的に予算が年度の必要額に不足している状態であり、予算消化の無駄な費消は見られない)。

そのために、各委託事業からみた共通費等について、期末直前に調整がなされ、予算どおりの執行がなされることになる。また、共通費等の各事業への配分基準が明確ではなく、実質上、予め当事者間で決められた予算に合わせるように事務経費が各事業へ配賦されているのが現状で、事業ごとの実態に沿った原価配分がされていない。

人件費及び通常経費等の全額が県からの補助金によって賄われ、事業費も支出した額をすべて県からの委託費で支弁できる状況では、自立的で効率的な事業実施を求めることは困難である。すなわち、管理受託者において県では実施しがたいような経営努力を行ってコスト引き下げを図った結果、ある程度の利益が生じた場合、そのような自己努

力による利益は原則として吸い上げないような取扱にすることが、各団体への経営努力へのインセンティブとなり、ひいては行政コストの節減につながると思われる。また、超過した場合は、各団体の負担となるのはやむをえないことであろう。いずれにしても委託料のゼロ精算の方法では、原価節減の意識が働かず、結果的に財政負担が増大することになる。

(改善策)

委託費は本来委託した事業を実施した結果に対する対価であるので、事業が委託した内容に応じて実施されている限り、返還すべき性質のものではない。支出額を支弁する方式での事業委託は各団体の自立的かつ効率的事業実施を損なう危険性がある。

共通費は直接人件費及び一般管理費を含めて、予め定めた配賦基準により各事業に配賦し、適正な原価計算の結果により、各事業の支出を確定し、ゼロ精算ではなく、差額の精算を行うべきである。

例え、予算が厳密に組まれているにしても、事業を遂行した1年後には、差額が生じるのが当然なことである。

(参照 フラワー5 - 18 頁、馬事7 - 12 頁、教育9 - 27 頁)